

高知県中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付規程

制定：令和2年7月10日
高知県中小企業団体中央会

(通則)

第1条 高知県中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の交付については、県の定める高知県中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びにその他の法令の定めによるほか、この規程で定めるところによる。

(定義)

第2条 この補助金において「補助事業者」とは、高知県中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付規程第7条第1項に基づく交付決定の通知を受けた中小企業者をいう。

2 この補助金において、「中小企業者」とは、別紙1に記載した補助対象者をいう。

(交付の目的)

第3条 新型コロナウイルス感染症によって経済的な影響を受けた中小企業者の再起を後押しするとともに、安定的な事業の継続と県民の安全・安心な生活の確保を図ることを目的として、中小企業者が行う新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に向けた取組を促進する。

(交付の対象及び補助率)

第4条 高知県中小企業団体中央会（以下「高知県中央会」という）は、中小企業者が行う補助事業に要する経費であって、補助金交付の対象として高知県中央会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した別紙2記載の経費とする。

3 補助金の額及び補助率は、別紙2記載の通りとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、高知県中央会が第7条第1項の規定に基づいて行った「交付決定日」から令和2年12月28日までとする。なお、補助事業者が第13条の規程に基づき高知県中央会から指示を受けた場合は、指示を受けた事業実施期間まで事業実施期間とすることができる。

2 ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の発令日（令和2年4月7日）以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、補助金交付申請書に記載する事業との同一性が書類等によって確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、第1号様式「補助金交付申請書」に「添付書類」として定めている書類を添えて、高知県中央会に提出しなければならない。

2 申請者は、別紙2記載の補助金額の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の通知)

第7条 高知県中央会は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 前条第1項の規定による補助金交付申請書を受理してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、15日とする。

3 高知県中央会は、交付決定の通知に際して補助事業者に対し必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面をもって高知県中央会に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業に要する(要した)経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、高知県中央会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、交付申請の内容に変更が生じるときは、あらかじめ高知県中央会に第3号様式により、計画変更を申請し、第5号様式による承認を受けなければならない。ただし、変更内容が、当初申請時の事業効果に著しい影響を及ぼさないと高知県中央会が認める場合はこの限りではない。

2 高知県中央会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ高知県中央会に第4号様式により、中止(廃止)を申請し、第5号様式による承認を受けなければならない。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業を行うため30万円以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不相当である場合は、単独随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業を行うため補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

- 3 補助事業者は、前2項の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省が補助金交付停止措置又は指名停止措置を講じている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業を行ううえで、当該事業者でなければ、補助事業を行うことが困難又は不相当である場合は、高知県中央会の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 高知県中央会は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は高知県中央会から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業者が補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第13条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を高知県中央会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 高知県中央会が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が高知県中央会に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、高知県中央会は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、補助事業者から債権を譲り受けた者が高知県中央会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 高知県中央会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 高知県中央会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、高知県中央会が行う弁済の効力は、高知県中央会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（事故等の報告）

第14条 補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を予定の期間内に完了す

ることができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに第6号様式による事故等報告書を高知県中央会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、高知県中央会より、補助事業の遂行及び収支の状況について報告を求められた時は、速やかに高知県中央会に報告しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の12月28日のいずれか早い日までに、第7号様式による補助事業実績報告書を高知県中央会に提出しなければならない。

2 高知県中央会は、補助事業者が、やむを得ない理由により第1項の補助事業実績報告書を提出できない場合は、期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第17条 高知県中央会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により当該補助事業者に通知する。

2 高知県中央会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に高知県中央会が支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、第9号様式による請求書を高知県中央会に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第19条 高知県中央会は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、高知県中央会の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助事業者は協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第20条 高知県中央会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消しすることができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく高知県中央会の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 本補助金を活用して取り組む事業について、補助事業者が申請内容の虚偽、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
 - (6) 補助事業者が、その他誓約事項に違反した場合
- 2 高知県中央会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 高知県中央会は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第21条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、第22条で処分を承認された財産を除き、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間管理しなければならない。
- 3 高知県中央会は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第22条 処分を制限する財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜き）以上の備品及びその他の財産とし、第16条第1項に定める補助事業実績報告書に第10号様式による取得財産等管理台帳を添付して管理しなければならない。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び経済産業大臣が定める期間を準用するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ第11号様式による申請書を高知県中央会に提出しなければならない。
- 4 高知県中央会は、前項の規定による取得財産処分申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適性と認めるときは財産処分承認を行い、第11-2号様式による取得財産処分承認通知書を申請者に送付するものとする。
- 5 補助事業者は前項の承認を取得後、取得財産等を処分した場合、第11-2号様式による承認通知書に記載がある書類を第11-3号様式による財産処分報告書に添付して高知県中央会に送付するものとする。また、高知県中央会は、第11-4号様式による納付通知書により、前条第3項に基づきその収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるものとする。

6 補助事業者は、第1項に規定する取得財産が災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、第12号様式による財産処分報告書を高知県中央会に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第3項の納付は免除される。

(秘密の保持)

第23条 高知県中央会は、中小企業者が本規程に従って提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査及び政策効果検証等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。ただし、第20条第1項5号による重複受給の可能性がある場合であって、執行機関同士で申請書類の共有が必要な場合は、本条を適用しない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

(交付要領等)

第24条 高知県中央会は、補助事業の円滑な執行を図るため、本規程に定めるもののほか、交付要領その他高知県中央会が定めるものに従い実施するものとする。

(個人情報保護に関する取扱い)

第25条 高知県中央会は、申請者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(その他)

第26条 高知県中央会は、補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

別紙 1

本補助金の補助対象事業者は、高知県内に主たる事業所を有する者であって、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下のいずれかに該当する者）とする。

(1) 会社・個人

資本金又は常時使用する従業員数が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	要件（いずれかを満たす）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業（下記以外）、建設業、運輸業	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

- ※ 1 会社とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社を指す。
- ※ 2 資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。
- ※ 3 常時使用する従業員数は、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれない。
- ※ 4 士業法人（弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人）は会社として取り扱う。

(2) 組合関連

- ・ 下表にある組合等に該当すること。
- ・ 下表に該当しない組合、財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人、農業組合法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、法人格のない任意団体は補助対象とならない。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
信用協同組合

(3) 特別の法律によって設立された組合又はその連合会

- ・直接又は間接の構成員（※）の2／3以上が中小企業者であること。

組織形態	要件
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	直接又は間接の構成員の2／3以上が中小企業者
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	
内航海運組合、内航海運組合連合会	
技術研究組合	

※間接の構成員とは、「直接の構成員の構成員」を指す。例えば、A組合の構成員にB組合がある場合、B組合の構成員が「A組合の間接の構成員」となる。

「補助事業対象経費」（交付規程第 4 条第 2 項）及び
「補助金の額並びに補助率」（交付規程第 4 条第 3 項）

(1) 補助対象経費

補助対象は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、業界団体等が定めた「業種別ガイドライン」等に基づいて実施する取組に要する経費のうち、以下に該当するものとする。

費目	対象事例
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気清浄機（ウイルス除去・不活性化機能等を有するもの）の購入 ・ 除菌・ウイルス除去装置（除菌剤の噴射装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入 ・ 非接触検温システム（サーモカメラ等）の導入費用 ・ 3密を回避するために混雑状況を把握するシステムの導入費用
工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記備品購入に必要な設置費用 ・ 換気機能又は空気清浄機能付きエアコンの新設・更新・増設費用 ・ トイレ（非接触式洗浄トイレ、非接触手洗い器の導入等）の改修費用 ・ 換気設備（ロスナイ換気扇、有圧換気扇、ルーファン等）の新設・増設・改修費用 ・ 飛沫防止アクリル板等の設置に係る工事費用 ・ 網戸の新設・増設・改修費用 ・ 横並び着席へのレイアウト変更や個室化など、対人距離確保を図るための改修費用
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修工事に係るコンサルティング費用や設計委託費
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の備品購入及び工事請負費に記載のある機器や設備等のリース・レンタル料
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒作業、クリーニング等の外注費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク、消毒液、除菌シート、手袋、防護服、フェイスシールド等の購入 ・ 衛生用品（石けん、洗浄・漂白剤等、トイレ用ペーパータオル、アメニティ用品等）の購入 ・ パーテーション、防護スクリーン、透明ビニールカーテン、殺菌マットの購入 (※ただし、パーテーションや防護スクリーン等の設置については、安定性を確保するための設置工事を伴う場合は工事請負費に含む) ・ 距離確保などのゾーニングシール、フロアマーカの購入 ・ その他、1品あたりの単価が 10 万円未満の用品（※上記の備品購入費及び工事請負費に記載のある内容は除く）

※役務費及び消耗品費については、合計で 50 万円を補助上限額とする。

※リース・レンタル料については、補助対象期間内のみが対象となる。

※備品とは、1 件の取得価額が 10 万円以上で、おおむね 1 年以上使用できる物品を指す。

※感染予防対策ガイドラインが示されていない業種については、他の業種のガイドラインを参照することが可能。

※対象となる取組は、原則下記①～③のいずれかに該当するものとする。

- ① 3密（密閉・密集・密接）の解消に資するもの ② 非接触の推進に資するもの
③ 除菌・抗菌に資するもの

(2) 上記(1)に掲げるもののほか、以下については補助対象外経費となる。

- 国のものづくり補助金及び持続化補助金、IT 補助金等の対象となるもの（キャッシュレスシステムや web 会議システムの導入等） ※事業再開枠の対象となる内容を除く
- 汎用性のある備品等（パソコン、机や椅子、冷蔵庫、自転車、バイク、自動車等）
- システム導入後のランニングコスト（通信費や電気料金等）
- 公共料金や燃料費
- 個人で利用するための衛生用品の購入に係る経費
- 個人間の売買（個人事業主は除く）
- 中古品やオークション品
- 上記(1)に記載していない費目の経費（人件費や謝金等）
- 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- 感染症対策に直接寄与すると認められないもの
- その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められるもの

(3) 補助金の額並びに補助率

補助率	補助対象経費の4分の3以内
補助金額	上限：300万円 (役務費及び消耗品費については合計で50万円が補助上限) 下限：50万円